## 再 評 価 調 書

I	事業概要											
事	業名	交通安全対策事業(歩道及び自転車歩行者道設置事業)										
地	区名	名 一般国道 4 2号										
事	業箇所	たは、らしゃじちょうしもおおみち 田原市和地町下大道地内										
-	業のあ	一般国道 42 号は渥美半島を縦貫する道路で、半島先端の観光地と豊橋市、静岡県を結ぶ幹線道路として重要な役割を担っている路線である。 本事業区間は一般県道和地福江港線との変則交差点となっており、交差点内で交通流が錯綜し、非常に危険な状態となっている。また伊良湖岬小学校の通学路となっており、歩行者・自転車が安全に通行することができない状況である。 このため、変則交差点の解消と自転車歩行者道を整備し、交通の円滑化と歩行者・自転車の安全確保を図るものである。										
事	業目標	【達成(主要)目標】 ①危険通学路の解消 ②歩行者等の安全性の確保 【副次目標】 -										
				事前評価時 (2016 年度)	再評価時 (2020 年度)	変動要因の分析						
		- 4	<b>事業期間</b>	2016~2022	2016~2025	関係機関協議の難航						
		事業	費(億円)	3. 0	4. 8	事業精査による						
量十	-画変更		工事費	1.3	1.3							
	四叉史 D推移	経費	用補費	1.4	3. 0	事業精査による増額						
: V) 1E19		内部	その他	0. 3	0. 5	用地調査の範囲変更による増 額						
		事業内容		自転車歩行者道設置 L=200m	自転車歩行者道設置 L=200m							
П	評価											
①事業の	1) 必要 の変	化	F 4- 13.01   Imp. 3 a.s. 0.45.07									
①事業の必要性の変化	判定		B 事業着手時に比べ必要性が増大している。 B 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C: 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。 ※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着 手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。									
		歩行者・自転車の安全が確保されていない状況は変わらず、事業の必要性に変化はない。										

	1) 進捗状	【事	業計画及び	実績】													
	況	項目	年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	計	7		
		- 現日	調査設計	-				<b>—</b>									
		工事	用地補償		•					<b></b>				/			
		区分	工事								4		<b></b>	/			
		事業	+ '		<u> </u>	2. 5	<u> </u>	<u> </u>	0	<u>!</u> . 5		<u> </u>		3.0			
		サイ			1. 6									1. 6			
		円)	今回計画			1. 6					3. 2			4. 8			
			70010			1.0					0. 2			1. 0			
		【進捗率】 これまでの計画に対する達成状況 全体進捗率															
					計画 実績			達成率(%)			計画 達成率(%)						
												(3)		[2÷3]			
		延 長(km)			0.2			0		0%		0.2		0%			
		事業費(億円)			3.0			1.6		54%		4.8		33%			
		工事費			1.3			0		0%		1.3		0%			
		1 <del>-</del>	用補費			1.4		1.2		86%		3.0		40%			
			その他		(	0.3		0.4		133%		0.5		80	%		
②事業の進捗状況及び見込み																	
		用地進捗率約 43%(面積ベース)															
	2) 未着手																
状況	又は長																
及	期化の																
兄	理由																
込み	3) 今後の		害要因】														
0 /-	事業進	<ul><li>地元からの要望があり、地元の理解が得られていることから、工事着手に阻害要因はない。</li></ul>												,			
	捗の見																
	込み	用地買収を着実に進め、2025年度事業完了予定である。 															
	判定	B: 次のいずれか(該当する項目に「〇印」を付ける) ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ・これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。  C: 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。															
		【理由】															
		今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。   															
Ш	対応方針																
	継続	中止:上記①~③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続:上記以外のもの。															

## Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

\_\_\_

## 【主な評価内容】

事業実施前後の交通状況(事故の発生状況)の変化と歩行者等の安全性の変化